

様式4の2（分担施工用）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、江別市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

工事名 _____

（名称）

第2条 当共同企業体は _____ 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体事務所を、 _____ に置く。

（成立及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、当該工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することはできない。ただし、江別市契約に関する規則第63条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証にかかる江別市の検査に合格したときに解散する。

2. 当該工事を請け負うことが出来なかったときは前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は当該工事に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに自己の名義をもって請負契約に係る行為（入札・見積を含む。）を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当

構成員が負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の制限)

第15条 構成員は、当該工事の施行を目的とする他の共同企業体に参加することができない。

- 2 この協定に基づく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日まで脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(関連事業)

第19条 第1条の工事に関連する事業については、この協定書の各規定を準用するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ ほか _____ 社は上記
のとおり _____ 共同企業体協定を締結
したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に各構成員が記名
押印し各自所持するほか、うち1通は競争入札参加資格審査申請のため江別市
水道事業管理者に提出する。

年 月 日

_____ 共同企業体構成員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

_____ ⑩

住 所
商号又は名称
代表者氏名

_____ ⑩

住 所
商号又は名称
代表者氏名

_____ ⑩

備考

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。